

五泉市建設工事請負業者等指名停止等措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、五泉市が行う建設工事及び調査測量設計（以下「工事等」という。）の指名競争入札又は随意契約に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に対して、指名業者又は随意契約の協議の相手方の選定対象から除外（以下「指名停止」という。）するに必要な事項について定める。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が、次の各号の1に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第6号までの措置要件に係る指名停止期間の満了後3年を経過するまでの間にそれぞれ同表第1号から第6号までの措置要件に該当することになったとき。（前号に掲げる場合を除く。）

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及

び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(委員会の意見聴取)

第5条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、前条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除しようとするときは、あらかじめ、五泉市建設工事入札参加資格等審査委員会に諮って意見をきくものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第6条 第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合(第4条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第3号から第6号までに該当したとき それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (2) 別表第2第3号から第6号までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。) それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (3) 別表第2第3号又は第6号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき(前2号に掲げる場合を除く。) それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明

らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第3号又は第6号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（前3号の規定に該当することとなった場合は除く。）それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間

- (5) 市職員又は五泉市内の他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第4号から第6号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合は除く。）それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間

（指名停止の通知）

第7条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5号の規定により指名停止の期間を変更し、又は第4条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第8条 市長は指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ五泉市建設工事入札参加資格等審査委員会に諮って意見を聴いたものは、この限りでない。

（下請等の不承認）

第9条 市長は、指名停止期間中の有資格業者については、市発注工事等を下請又は受託することを承認しないものとする。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第10条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（指名回避）

第11条 市長は有資格業者が別表各号の措置要件に該当する事実を知ったときは、第2条第1項又は第3条の規定により指名停止を行うまでの間、当該有資格業者の指名を回避するものとする。

（準用規定）

第12条 この要領は、五泉市が発注する庁舎等管理業務及び物品の製造の請負又は買入れの受託者について準用する。この場合において、第1条、別表第1第2号の前の見出し、第2号、第3号、第6号、第8号、別表第2第3号、第6号、第9号及び第10号中「工事等」及び「一般工事等」とあるのは「庁舎等管理業務及び物品の製造の請負又は買入れ」と、第9条、別表第1第1号、第2号、第4号、第5号、第7号、別表第2第3号から第5号及び第6号中「市発注工事等」とあるのは「市発注業務委託及び物品の製造の請負又は買入れ」と、別表第1第7号の前の見出し、第7号及び第8号中「工事等関係者」とあるのは「業務委託関係者及び物品の製造の請負又は買入れの受託関係者」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、公布の日から適用する。

別表第 1

五泉市内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市の発注する建設工事等(以下「市発注工事等」という。)の請負契約に係る一般競争及び指名競争入札等において、必要として求めた調査資料等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	1 か月以上 6 か月以内
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 市発注工事等の実施に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。(かしが軽微であると認められるときを除く。)</p> <p>3 五泉市内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事等」という。)の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	1 か月以上 6 か月以内 1 か月以上 3 か月以内
<p>(契約違反)</p> <p>4 第 2 号に掲げる場合のほか、市発注工事等の実施に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	2 週間以上 4 か月以内
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p> <p>6 五泉市内における一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	1 か月以上 6 か月以内 1 か月以上 3 か月以内
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者の事故)</p> <p>7 市発注工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 五泉市内における一般工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	2 週間以上 4 か月以内 2 週間以上 2 か月以内

別表第 2

贈賄及び不正行為に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次にア、イ又はウに掲げる者が五泉市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 一般役員等（有資格業者の役員又はその支店若しくは、営業所（常時工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外の者をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次のア、イ又はウに掲げる者が五泉市内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>4 か月以上 12 か月以内</p> <p>3 か月以上 9 か月以内</p> <p>2 か月以上 6 か月以内</p> <p>3 か月以上 9 か月以内</p> <p>2 か月以上 6 か月以内</p> <p>1 か月以上 3 か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 市発注工事等に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（第 6 号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>3 か月以上 12 か月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>4 市発注工事等の実施に当たり、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 6 号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>5 市発注工事等の実施に当たり、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 6 号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>3 か月以上 12 か月以内</p> <p>4 か月以上 12 か月以内</p>
<p>(重大な独占禁止法違反行為等)</p> <p>6 市発注工事等の実施に当たり、次のア又はイに掲げる事由に該当することとなったとき（当該工事等に政府調達の関する協定（平成 7 年条約第 23 号）の適用を受ける</p>	<p>6 か月以上 24 か月以内</p>

<p>ものが含まれる場合に限る。)</p> <p>ア 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。</p> <p>イ 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>7 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、建設工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>8 市発注工事等に関し建設業法の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上9か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑若しくは刑法の規定により罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上9か月以内</p> <p>1か月以上9か月以内</p>
<p>(暴力的不法行為等)</p> <p><u>11 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の規定による暴力団員（以下この表において「暴力団員」という。）であると認められるとき。</u></p> <p><u>12 有資格業者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号の規定による暴力団（以下この表において「暴力団」という。）であると認められるとき。</u></p> <p><u>13 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。</u></p> <p><u>14 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が11から13までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認め</u></p>	<p><u>12か月以上</u></p> <p><u>12か月以上</u></p> <p><u>12か月以上</u></p> <p><u>3か月以上 12か月以内</u></p>

<p><u>られるとき。</u></p> <p><u>15 受注者が、11 から 13 までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（14 に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</u></p>	<p><u>3 か月以上 12 か月以内</u></p>
--	------------------------------